

令和5年10月27日

保護者様

多良木町立多良木中学校
校長 竹内 正信

冬服への完全移行について(お知らせ)

深秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対してご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、来週から11月となり、朝晩だけでなく、日中も寒さを感じる季節となってきましたので、下記の期日より冬服への完全移行といたします。

つきましては、下記の注意事項をご確認いただき、お子様の冬服着用について、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 期 間 令和5年11月7日(火)～

2 服 装 本校規定の冬の制服を着用

(1) 男子

制服の下に着る服は華美でなく(黒、紺、白系統)、制服の詰め襟、袖、裾からはみ出さない服を着る。

(2) 女子

セーラー服は首筋が寒いと思われる。もし襟から中に着ているものが出てしまう場合は、極端に大きく出さず、黒、紺、白系統のものとする。ストッキングを着用してもよい。

(3) 登下校時の防寒対策

防寒対策として、登下校時のみ体育服上着(ジャージ)、女子のトッパーコート(ボックス)、各自で持っているウインドブレーカー等、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用できる。教室へ入室したら防寒対策のものはロッカーに整理して保管する。また、体調不良等でジャージを校舎・教室内で着る場合は、学級担任に申し出る。

*マフラー着用の場合は、安全面から先端部分を長く出さない。

(4) 授業中の防寒対策(膝掛けなど)

① 使用にあたっては、しっかりと自分で判断し、必要かどうかを考える。

- ・教室の中でも寒い場所(暖房があたらない場所、開いている窓のそばなど)。
- ・体調が良くない。
- ・気温がとても低い。

② 使用するときのルール

- ・使用する場合は、必ず担任に申し出て許可を得る。
- ・使用するのは授業中のみ、ひざに掛ける。

3 注意事項

(1) 体操服(夏服)を下着の代わりに着用することは衛生面からよくないので、着用しない。

(2) 冬服について、補正等が必要な場合は、完全移行までの期間に準備する。

[問合せ先]

多良木町立多良木中学校
担当 日根野 聡

TEL42-2024